

事 務 連 絡

令和6年4月9日

指定特定相談支援事業者 様  
指定障害児相談支援事業者 様

伊勢市健康福祉部福祉監査室長

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う加算等の体制の届出について

平素より大変お世話になっております。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定が令和6年4月1日より施行されたことに伴い、障害福祉サービス等における加算等の届出について、厚生労働省から通知があり、令和6年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の提出書類様式が確定しましたのでお知らせします。

加算に係る届出については、毎月15日までに行わなければ翌月から算定できないこととされていますが、令和6年4月15日（月）までに届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って、加算を算定できる取扱いとします。

届出に係る詳細は、要領をご確認いただきますようお願いいたします。

<事務担当>

伊勢市健康福祉部福祉監査室

事業所係 竹原

電 話：0596-21-5575

F A X：0596-21-5575

メール：fukushi-kansa@city.ise.mie.jp

## 令和6年度 体制届 届出要領

### 1 報酬改定に伴う変更について

新設または変更のあった加算については、「体制届に係る提出書類一覧」の備考欄及び体制状況等一覧表で赤字で記載されています。

### 2 体制届の提出について

体制届	報酬改定に関する加算の有無にかかわらず、全事業所の届出が必要です。提出書類については下記(1)～(4)に応じた書類を提出してください。 (1)体制等が「なし」または「非該当」の場合 (2)これまで「あり」としていた加算等について変更がない場合 (3)これまで算定していた加算等の区分が変更になる場合 (4)新たに加算を算定する場合
提出期限	令和6年4月15日(月)
提出先	伊勢市健康福祉部福祉監査室
提出部数	1部
書類様式のダウンロード	伊勢市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 障がい者支援 > 障がい者支援に関する行事等のお知らせ > 相談支援事業者(特定相談支援、障害児相談支援)の指定 <a href="https://www.city.ise.mie.jp/kenkou_fukushi/syougai/notice/1002629.html">https://www.city.ise.mie.jp/kenkou_fukushi/syougai/notice/1002629.html</a>

#### <提出書類>

#### (1)体制等が「なし」または「非該当」の場合

- 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(特定相談支援)
- 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表(障害児相談支援)

#### (2)これまで「あり」としていた加算等について変更がない場合

- 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(特定相談支援)
- 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表(障害児相談支援)
- 算定する加算等に応じた「体制等に関する届出書」(参考様式1-1～5)

#### (3)これまで算定していた加算等の区分が変更になる場合

- 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(特定相談支援)
- 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表(障害児相談支援)

- 算定する加算等に応じた「体制等に関する届出書」(参考様式 1-1~5)
  - その他「体制届に係る提出書類一覧」に記載されている提出書類
- ※勤務形態一覧表等、これまでに届出を行った内容から変更がない場合は添付不要

(4)新たに加算を算定する場合

- 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(特定相談支援)
- 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表(障害児相談支援)
- 算定する加算等に応じた「体制等に関する届出書」(参考様式 1-1~7)
- その他「体制届に係る提出書類一覧」に記載されている提出書類